

海外邦人ニュースレター



第165号 平成16年6月号
発行 外務省領事移住部
外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>
外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

第20回参議院議員通常選挙が実施されます

公示日：平成16年6月24日 選挙期日：平成16年7月11日(日)

在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証をお持ちの方は「在外公館投票」「郵便投票」「日本国内における投票」のうち、いずれかの方法で在外投票を行うことができます。

在外公館投票

投票記載場所を設けている日本の大使館・総領事館では、**公示日の翌日(6月25日)から投票することができます。**投票の最終日は、各在外公館ごとに決められた日となります。

投票時間は、原則として現地時間の9時30分から17時までです。投票するためには、在外選挙人証と旅券等本人確認のための書類が必要です。

お住まいの国・地域に所在する大使館・総領事館において在外公館投票が実施されるか否かは、大使館・総領事館に問い合わせるか、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)で確認することができます。

郵便投票

郵便投票を行うことを希望される場合には、「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」を国際郵便等で登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に対して送付し、投票用紙を直接に請求して、郵便で投票することができます。

記載した投票用紙は、登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に対し、日本国内の投票日の投票所を閉める時刻(7月11日午後8時(日本時間))までに投票所に到着するように送付して下さい。

*「投票用紙等請求書」は在外選挙人証が交付される際に添付されている「在外投票の手引き」に同封されているもの(コピー可。総務省のHPでも入手可能)を使用するか、適当な用紙に必要事項を記入して請求することも可能です。「投票用紙等請求書」の「署名」は必ず本人がし、在外選挙人名簿への登録申請の際に記入した署名と同様の署名をして下さい。



日本国内における投票

一時的に日本に帰国している場合や、帰国後、国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、在外選挙人証を提示して、国内における一般の選挙人と同様、国内の投票方法を利用して投票することができます。

具体的には、次のいずれかの方法による投票が可能です。

市区町村の選挙管理委員会が指定した期日前投票所における投票
不在者投票

市区町村の選挙管理委員会の委員長が指定した投票所における投票

*詳しい投票方法については、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。

外務省ホームページ
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

総務省ホームページ
<http://www.soumu.go.jp/>

平成16年4月1日から、これまでの郵便投票の地域指定がなくなり、在外有権者の皆様は「在外公館投票」か「郵便投票」のいずれかを御自身で選択して投票できるようになっています。

7月から「海外安全キャンペーン」を実施！

～海外では、楽しみと同じくらい、危険も待っているんだよ。～

アテネ・オリンピックが開催される今年の夏、日本選手の応援等で海外へ渡航される方も多いのではないのでしょうか？

外務省では、夏休みの渡航シーズンを控えた7月1日～31日の1ヶ月間、広く国民の皆様在海外における安全対策の重要性を訴え、日本人の事件・事故を未然に防止するため、「海外安全キャンペーン」を展開します。

まず自分を守る。海外ではそれが基本です。だからHPで情報収集。

キャンペーン・キャラクターの白石美帆さんが、ポスターやCMを通してこれから海外渡航を計画している人々に「無謀な渡航計画ではダメだよ」と優しく語りかけ、「海外安全ホームページ <http://www.mofa.go.jp/anzen/>」で事前に情報収集を行うことの大切さと、「自分の身は自分で守る」ことが基本であると訴えます。また、7月17日、東京の渋谷で白石さんも参加するイベントを開催し、海外で安全に旅行するための準備や心構えについて訴えます。

それでもなお、トラブルに巻き込まれたら、各国にある日本大使館・総領事館にご相談下さい。できる限りの支援を行います。

問合せ 外務省海外安全相談センター ☎03-5501-8162



H16海外安全キャンペーン
キャラクター 白石美帆さん

在留届の提出を！

現地の日本大使館・総領事館は、在留邦人の方々に対して、情勢や安全確保のために必要な情報を随時提供しています。

このような情報を確実に得るためには、最寄りの日本大使館・総領事館へ「在留届」の提出が必要です。3ヶ月以上滞在する場合、在留届の提出は法律により義務づけられています。届出様式は外務省HPにも掲載されています。
<http://www.mofa.go.jp> 必要事項を記入の上、最寄りの在外公館に提出して下さい（郵便・FAXも可）。インターネットによる電子届出も可能です。
<http://ezairyu.mofa.go.jp>

また、すでに在留届を提出されている方も引越や同居家族の呼び寄せ等によって在留届の記載事項に変更が生じた場合の「変更届」、日本に帰国される場合の「帰国届」についても忘れずに提出して下さい。

大使館・総領事館のできること

～海外で行方不明になったご家族を捜したいとき～

- 現地事情にあった搜索の方法、現地警察への照会、搜索願いに関する助言を行います。
- 犯罪に巻き込まれている可能性がある場合には、現地警察に対して搜索の申し入れを行います。

できないこと

- 行方不明者の搜索活動

在留邦人数調査結果

今般、平成15年10月1日時点での海外在留邦人数がまとまりましたので、概要をお知らせします。

(1) 在留邦人総数の状況

各在外公館等を通じた調査によれば、全世界に在留する日本人の数は過去最高を更新する911,062人に達しました（対前年比4.5%増）。

このうち、永住者数は291,793人、長期滞在者数は619,269人です。国別で見ると、近年中国に滞在する日本人の増加が著しくなっています。

在留邦人数の多い国

1	米 国	331,677 人
2	中 国	77,184 人
3	ブラジル	70,782 人

(2) 男女別内訳

平成11年に初めて女性の数が男性の数を上回って以降この傾向が続いており、今回は女性が全体の51.3%を占めています。

調査結果の詳細は外務省HP（渡航関連情報）でもご覧いただけます。

